

掛川市告示第23号

掛川市相談支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第125号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月15日

掛川市長 松 井 三 郎

第5条第3号を次のように改め、同条第4号を削る。

(3) 社会福祉法人Mネット東遠

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。